
* * * * *
* * * * *
* 令和 5 年第 5 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 5 年 第 5 回 鹿 沼 市 議 会 定 例 会 議 案 説 明 書

◎ 議案第 1 4 9 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）について

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、物価高騰緊急支援給付金給付事業費及び学校給食事業費の増額を計上したもので、この補正額を 696,537,000 円の増とし、予算総額を 44,881,437,000 円とするものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 1 5 0 号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の額を引き上げるためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 1 5 1 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第150号と同じ。

- ◎ 議案第152号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の勤勉手当及び期末手当の額並びに給料表を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第150号と同じ。

